別紙３

島根県立松江工業高等学校

緊急時の組織的対応（重大事態発生時）

重大事態の発見時の流れ図

自死、脅迫、暴行、不登校等

いじめ問題対策委員会

構成メンバー　校長、教頭、生徒部長、人権教育主任、学年主任、養護教諭、教育相談Ｃ、特別支援教育Ｃ、ＳＣ、関係学級担任、学校評議員代表、ＰＴＡ役員代表、弁護士、教育委員会、学校医

連携

関係諸機関と情報提供

警察
弁護士
学校医
法務局等

連絡

重大事案の場合
県教育委員会へ相談
対応を相談すること
学校教育課
子ども安全支援室

情報共有　職員会議

重大事案

県教育委員会へ詳細報告
子ども安全支援室
学校教育課

資料は
５Ｗ２Ｈで簡潔に
いつ　日時
どこで　場所：付近の略図
だれが、だれに？
目的・原因・どんな理由で
どのように、どれくらい
関係者（住所氏名年齢）
当面の処置
今後の対応
今後の対策

指導・支援

事実確認・情報収集
○「誰がどう動くのか」確認
・優先順位、担当者、期日
○情報の一本化
・生徒部長→教頭→校長

事実確認
※複数で対応

時系列で正確かつ詳細な記録の作成
生徒・保護者
学校・教職員の対応

情報提供・説明責任
○窓口の一本化（教頭へ）
○報道機関への対応（教頭が対応）
・個人情報の保護、生徒保護者への配慮
誠意ある対応
・どの報道機関にも公平に情報提供

同時進行

指導方針の決定・指導体制の確立
指導・支援の対象者
加害者・被害者・保護者・傍観者・全校生徒

いじめ解決への指導・支援
○関係生徒への指導援助
○継続指導・経過観察
○関係機関との連携

被害者
・身柄の安全確保
・学習環境の確保
・心のケア
・カウンセリング
・本人の希望を傾聴しながら確認し、援助する

加害者
・いじめは絶対許されない（懲戒指導も視野に）
・行為を振り返らせ、過ちに気付かせる
・行為を厳しく指導する場合でも、本人の人格を決して否定しない
・いじめている生徒との関係づくりを大切にし、相手への謝罪方法など一緒に考える

事態収束の判断
・いじめが止んでいる状態が３か月以上経過しているか
・被害生徒および保護者と面談し、いじめの解消を自覚し、関係生徒の関係が良好となっているか

情報共有

生徒、保護者、教職員、地域、関係機関(教育委員会・警察・医療機関等)